平成２３年（フ）第１６７号
滋賀県犬上郡多賀町大字藤瀬397番地
破産者　辰野　利光
1　決定年月日　平成25年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第２６３６号
大阪市住吉区苅田５丁目２番17―503号
破産者　中村　祥子
1　決定年月日　平成25年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２７０８号
大阪府枚方市川原町５番13―408号、前住所大阪市福島区吉野３丁目２番54―406号
破産者　田畑　成子
1　決定年月日　平成25年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４０７５号
大阪府東大阪市客坊町４－６、開始決定時の住所大阪市住之江区浜口東２丁目９番８号
破産者　冨澤　康則
1　決定年月日　平成25年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４１９６号
大阪府東大阪市長瀬町１丁目２番29号、事業所所在地大阪府東大阪市菱屋西２丁目８―23岸田興産ビル１Ｆ
破産者　カジャのコロッケこと長山こと　張　琪林
1　決定年月日　平成25年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４２３１号
大阪市此花区酉島１丁目２番14―401号
破産者　山形　　卓
1　決定年月日　平成25年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４２４５号
大阪府東大阪市長堂３丁目21番12号　日伸ビル301号、前住所大阪府東大阪市長堂１丁目７番11号　アールマンション３－Ａ号
破産者　藤工業こと　工藤　博昭
1　決定年月日　平成25年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５５８３号
石川県白山市尾添チ70－４　一里野高原ホテルろあん内、住民票上の住所石川県加賀市松が丘３丁目22番地11　アーバン松が丘103号室
破産者　大村昭徳こと　李　　昭徳
1　決定年月日　平成25年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５８５４号
大阪市福島区大開４丁目１番11―608号
破産者　片山　浩司
1　決定年月日　平成25年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５９３４号
大阪市住之江区粉浜３―11―11―203、住民票上の住所大阪市住之江区粉浜２丁目10番47―505号
破産者　中岡　純一
1　決定年月日　平成25年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６０４１号
京都府八幡市男山香呂６番地―Ａ36―206
破産者　星加千佳子
1　決定年月日　平成25年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３２号
岡山県津山市平福589番地５
破産者　津郷　直嗣
1　決定年月日　平成25年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２４年（フ）第５３５号
広島市西区己斐西町27番16―101号　江島マンション
破産者　小畑人司子
1　決定年月日　平成25年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４５９号
北九州市八幡西区上上津役３丁目20番36―304号
破産者　田丸　泰三
1　決定年月日　平成25年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第４６０号
北九州市八幡西区上上津役３丁目20番36―304号
破産者　田丸三千代
1　決定年月日　平成25年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第６９号
福岡県田川郡添田町大字中元寺3780番地
破産者　上田　勝利
1　決定年月日　平成25年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所田川支部

平成２４年（フ）第７１号
福岡県田川郡添田町大字中元寺4264番地、前住所福岡県田川郡添田町大字中元寺3780番地
破産者　上田　十郎
1　決定年月日　平成25年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所田川支部

平成２４年（フ）第２６１号
岩手県岩手郡滝沢村鵜飼字御庭田62番地９
破産者　佐藤　　務
1　決定年月日　平成25年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部